

海洋エネルギー資源開発促進日本海連合規約

(名称)

第1条 本会は、海洋エネルギー資源開発促進日本海連合（以下「日本海連合」という。）という。

(組織)

第2条 日本海連合は、青森県、秋田県、山形県、新潟県、富山県、石川県、福井県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県及び山口県（以下「構成府県」という。）をもって組織する。

(目的)

第3条 日本海連合は、日本海沖に賦存するとされるメタンハイドレート、石油、天然ガス(在来型)等の海洋エネルギー資源の開発を促進するため、日本海沿岸の府県が連携して情報収集や調査研究を行うとともに、国への提案等を行うことを目的とする。

(活動内容)

第4条 日本海連合は、上記の目的を達成するため、次の活動を行う。

- (1) 国、府県等による調査結果・制度の整理
- (2) 賦存量の精査手法の調査・検討
- (3) 開発に向けた今後の課題の検討
- (4) 国への提案
- (5) その他海洋エネルギー資源に関連する情報収集・調査研究

(役員)

第5条 日本海連合に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 事務局長 1名
- (3) 監事 2名

(役員を選任)

- 第6条 会長は、構成府県の長のうちから、構成府県の長の互選により選出する。
- 2 事務局長は、会長が会長以外の構成府県の長のうちから選任する。
 - 3 監事は、会長が会長及び事務局長以外の構成府県の長のうちから選任する。

(役員職務)

- 第7条 会長は、日本海連合を代表し、会務を総括する。
- 2 事務局長は、会長の命を受け、事務局の事務を統括する。
 - 3 監事は、日本海連合の会計を監査する。

(会議)

第8条 日本海連合の運営に当たって必要となる次の会議等を置く。

(1) 連合会議 構成府県の長をもって構成し、全体を総括する。

(2) 委員会及び幹事会 連合会議を補佐する。

2 連合会議の成立は、構成府県の1/2以上(委任状を含む)とする。

3 連合会議の議決は、出席者の総意とする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、日本海連合の会計を含む運営について必要な事項は、会長が別に定める。

附則

この規約は、平成24年9月8日から施行する。

附則

この規約は、平成25年2月12日から施行する。

附則

この規約は、平成25年5月16日から施行する。

附則

この規約は、平成27年11月1日から施行する。